

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>Ⅱ－２－２－２ 早期警戒制度</p> <p>早期警戒制度は、銀行法に規定される早期是正措置の発動に至る前に、銀行に経営改善を促す仕組みと理解している。改正案では、必要と認められる銀行に対して促す業務改善として、「店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立」が例示されているが、これらは、早期是正措置の第２区分（国内基準行であれば、自己資本比率１％以上２％未満の場合）に対して出されることとなっている命令と類似、ないしそれ以上に強い措置となっている。実績値ではなく見込み値によって強い措置を発動しようとするものであり、このような制度が具体的な数値基準が明示されないまま、当局の裁量で運用されることがないよう、後記のような基準・考え方の明確化をお願いしたい。また、特定の基準に抵触したことをもって機械的に適用されることのないよう、金融機関との十分な対話をお願いしたい。</p>	<p>「Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応（注１）」に記載している業務改善の内容はあくまでも例示であり、必ずしも常に求められるものではありません。業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行った結果、早め早めの経営改善に必要と認められるものについて改善を促していくこととなります。</p> <p>ご指摘の具体的な基準や計算方法については、その時点の経営環境や市場の状況等を踏まえ設定されるものであり、また、具体的な基準や計算方法を示した場合、基準に該当する金融機関に無用の風評が生じるおそれがあることから、本制度においてお示ししておりません。</p> <p>なお、Ⅱ－２－３－３（２）は、Ⅱ－２－３－３（３）以降の対応先を選定するためのスクリーニングの過程であり、業務改善命令などの行政対応の最終的な判断は、Ⅱ－２－３－３（４）における検査等での検証を踏まえて判断されます。</p> <p>また、Ⅱ－２－３－３（３）の段階で金融機関にヒアリングする際には、金融機関の納得感を得ながら進めていくことが重要であるため、Ⅱ－２－３－３（２）の段階での当局の分析結果を示しながら行ってまいります。</p>
2.	<p>Ⅱ－２－２－２ 早期警戒制度</p> <p>改正案を見ると、当局における分析のため、銀行に対し、様々な計数等の報告が</p>	<p>資料徴求等に当たっては、既存の報告物と重複しないようにする等、金融機関の対応負担に配慮してまいります。</p>

	<p>求められることが予想される。計数等の報告を求める際には、既存報告物と重複しないようにする等、銀行の対応負担に配慮してほしい。</p>	
3.	<p>Ⅱ－２－３－１ 意義</p> <p>地方銀行各行は、未曾有の金融緩和政策による超低金利環境の下、地域のお客様の多様化するニーズに応えながら地域の金融インフラとしての機能を安定・継続的に果たしていくため、証券や信託機能の強化など、グループの子会社も活用しつつ、持続可能なビジネスモデルを模索している。地銀各行が多様で主体的な創意工夫をこれまで以上に発揮し、こうした取組みをさらに推し進めることができるよう、他の関係省庁とも連携し、地銀界からすでに提出している規制改革要望を含め、銀行グループの業務範囲に関する規制緩和を速やかに進めていただきたい。</p>	<p>金融規制のあり方については本文書の直接の対象ではありませんが、金融庁として、規制のあり方については引き続き検討を進めてまいります。</p>
4.	<p>Ⅱ－２－３－１ 意義</p> <p>「一定の健全性を維持している」とは、どのような状態か明確化すべきである。</p>	<p>その時点の経営環境や市場の状況等によって、一定の健全性を維持している状態は様々であると考えられることから、お示ししておりません。</p>
5.	<p>Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>改正前のように、経営陣が検証に活用できると考えられる具体的な指標を例示してほしい。</p> <p>(参考：改正前) 経営陣は、業務純益、経常利益、当期利益等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、管理会計を用いて、自行の収益性を総合的に分析・評価しているか。</p>	<p>ご指摘の基本的な指標については引き続き経営分析等に活用される場合が多いと考えておりますが、各金融機関のビジネスモデルによって活用できる指標は様々なものがあると考えられます。</p>
6.	<p>Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点</p>	<p>ご理解のとおり、「Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点」の記載は</p>

	<p>改正案に「例えば」とあるとおり、リスクアペタイト・フレームワークを含めて、ここに記載されているのは妥当性検証の方法の例であり、各行の実情に応じて適した手法を活用するものと理解している。形式的な枠組みの導入有無に焦点があてられるなど機械的な運用とならないようにしていただきたい。</p>	<p>例示であり、「リスクアペタイト・フレームワーク」を含め、各金融機関の実情に応じて必要な対応を行っていくため、機械的な運用を行うものではありません。</p>
7.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>決算期毎の確認を行うにあたり、当局が何らかの「貸出金・預金利息…経費等についての足下の傾向」に関する仮定や「ストレス事象」の想定を置くと理解している。対話をより深度あるものとする観点から、足下の傾向が継続する仮定とは具体的にどのような状況を仮定するか、どのようなストレス事象を想定しているのか、事前に共有していただきたい。また、(3)で銀行にヒアリングする際は、そうした仮定や想定等について、銀行側と十分な対話と認識の共有を図っていただきたい。</p>	<p>「一定の水準」や「ストレス事象」等については、その時点の経営環境や市場の状況等を踏まえ設定されるものであり、また、具体的な基準や計算方法を示した場合、基準に該当する金融機関に無用の風評が生じるおそれがあることから、本制度においてお示ししておりません。</p> <p>なお、Ⅱ－２－３－３(2)は、Ⅱ－２－３－３(3)以降の対応先を選定するためのスクリーニングの過程であり、業務改善命令などの行政対応の最終的な判断は、Ⅱ－２－３－３(4)における検査等での検証を踏まえて判断されます。</p> <p>また、Ⅱ－２－３－３(3)の段階で金融機関にヒアリングする際には、金融機関の納得感を得ながら進めていくことが重要であるため、Ⅱ－２－３－３(2)の段階での当局の分析結果を示しながら行ってまいります。</p>
8.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>「一定の水準」の具体的な水準を明確化すべきである。</p>	
9.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応(2)</p> <p>○ ここで記載されている「一定の水準」が具体的にどの程度の計数となるのかなどの目安を教えてください。</p> <p>○ 単純明瞭な基準を設けにくい分野であることは承知しているが、極力納得感のあるモニタリングをお願いしたい。また、収益力強化に向けた創意工夫を後押し頂く意味でも、双方向の議論、建設的な対話をお願いしたい。</p>	
10.	<p>各指標が「一定の水準を下回る銀行等に対して」対応を行うとあるが、一定の水</p>	

	<p>準とは、具体的にどの程度の水準を想定しているのか、予見可能性・透明性を高めるため、具体的な基準を示していただきたい。</p>	
11.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>「一定の水準」とは何か、明瞭に示されたい。裁量的な運用が行われる懸念があります。</p>	
12.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>収益の見通しについて、対話にあたり、当局と同じ指標で自行なりの目標・見通しを分析したい。今後、将来の収益の見通しは、コア業務純益（除く投資信託解約損益）に加え、「顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益」の指標でも見ていくということか確認したい。</p>	<p>Ⅱ－２－３－３（２）のプロセスにおいては、フローの収益の一定割合を占める有価証券利息配当金を加えた「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」を指標としますが、Ⅱ－２－３－３（３）の金融機関との対話に当たっては、「顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益」やそれを構成する内訳についても検証していきたいと考えております。</p>
13.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>（注２）に記載のとおり、ヒアリングや検査にあたっては、当局担当者の先入観に基づく対話や一方的な指導にならないよう、銀行と十分に意見交換しながら進めていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者の先入観に基づく対話や一方的な指導にならないよう、金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p>
14.	<p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>「含み損益の動向」や「中長期のテールリスク」について、どのような想定をしているのか明確化すべきである。</p>	<p>含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていない例としては、例えば、本年３月に公表された「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」に記載されている以下のものがありますが、必ずしも</p>
15.	<p>Ⅱ－２－３－３（注３）②では、「…（前略）…含み損益の動向や中長期のテールリ</p>	

	<p>スク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか…（以下略）」とされている。</p> <p>この「中長期のテールリスク」とは、例えば、もう少し具体的にどのようなことを想定しているのかご教示いただきたい（この点を強調した趣旨・背景等を含む）。</p> <p>また、「中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていない」との評価は極めて難しい判断であり、見解の相違も生じやすく、それぞれの金融機関によって最適解が異なりうると思われるが、具体的に手法としてどのように計測を行うことを考えているのかなど、想定されていることがあればご教示いただきたい。</p>	<p>これに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の「ブル型ファンド」と「ベア型ファンド」を両方購入し、含み益となったファンドを売却して期間収益を嵩上げする一方、含み損の処理を先送りしている事例 ・ 80年代後半のバブル期やリーマン・ショックの前の数年間に高い収益を上げたが、危機により蓄積した収益を上回る損失を計上し、資本基盤を毀損させた事例 <p>収益とリスクのバランスについては、金融機関の計測方法等を含め対話の中で確認させていただきます。</p>
16.	<p>地域における金融仲介機能の継続的な発揮については、ビジネスモデルとしての実効性の観点から各金融機関の創意工夫が求められるところである。総花的なモニタリングに終始することなく、各金融機関が注力している分野など経営戦略等に応じた対話がされることが望まれる。</p>	<p>ヒアリングや検査を行うに当たっては、金融機関が注力している分野など経営戦略等に応じた十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p>
17.	<p>一律にコア業務純益（除く投資信託解約損益）の多寡のみをもって機械的な判断がなされないよう、総合的な見地からの持続可能性や将来にわたる健全性に関する十分な対話をお願いしたい。例えば、特定の分野（例えば FinTech）への思い切った経営資源の集中や、有価証券運用等によって、一時的に利益の減少が生じる可能性もあるが、それは将来のリスク削減や新たな収益につながるものであり、当該分野に注力する理由や有価証券運用方針（資産間の相関を踏まえたポートフォリオ運営方針など）等に関する十分な対話を行うとともに、そうしたプラス面にも留意することを明記してほしい。</p>	<p>対話を行うに当たっては、総合的な見地からの持続可能性や将来にわたる健全性について金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p> <p>また、ご指摘のような特定の分野への思い切った経営資源の集中や大口与信先への引当の実施等の一時的な利益の減少の要因について十分に理解したうえで、将来のリスク削減効果や新たな収益の実現可能性についても詳細に検証してまいります。</p>

18.	<p>Ⅱ－２－３－３（注３）①、②では、含み損処理や将来リスクの検証など、収益指標からのランクダウン要因のみが記載されている。</p> <p>一方で、例えば、表面上で利益の減少や赤字計上等が生じていたとしても、その要因が「大口与信先への引当の実施」や「各種減損処理の実施」等の場合には、単なる一時的な要因に基づくもので、将来リスクの減少へと繋がるものである。</p> <p>本来であれば、そうしたランクアップ要因についても十分考慮した分析が行われ、対話にも活かされるべきであり、本改正案にはそうした見方についても記載していただきたい。</p>	
19.	<p>Ⅱ－２－３－３（注３）</p> <p>「上記の検証に際しては、</p> <p>① 経営計画等に掲げた当期純利益や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば５年以内）に含み益が枯渇し、当期純利益が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、</p> <p>② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的に収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、についても確認する。」</p> <p>とあるが、検証に際しての着目すべき点が他にあれば明示していただきたい。</p>	<p>例えば、金融庁の以下の公表物をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（平成 30 年 3 月 29 日公表） ・ 「平成 29 事務年度 地域銀行モニタリング結果とりまとめ」（平成 31 年 7 月 13 日公表） ・ 「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」（平成 30 年 7 月 13 日公表）
20.	<p>Ⅱ－２－３－３（３）</p> <p>顧客向けサービス業務の利益に着目しつつとあるが、顧客向けサービス業務の利益の内訳は、銀行のビジネスモデルにより異なりえることから、検証に当たって、</p>	<p>顧客向けサービス業務の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、検証を行ってまいります。その際は個々のビジネスモデルに留意しながら行ってまいります。</p>

	個々の金融機関のビジネスモデルに応じ、柔軟にご対応いただきたい。	
21.	<p>Ⅱ－２－３－３では、具体的な監督手法として、「(2) から (4) までの3つのステップを段階的に実施し」と記載されている。</p> <p>このうち、特に(4)では、24条報告の徴求や業務改善命令の発動措置などを記載しているが、この措置は、(2)による分析と(3)による対話を十分に尽くしたうえで、真に必要な場合のみに、極めて限定して検討されるべき措置と思われる。</p> <p>したがって、(4)に記載の表面的な基準のみが独り歩きし、24条報告の徴求や改善命令の発動などが安易に実施されることがないよう、極めて慎重に運用されるべきであり、さらに、そうした運用のあり方について、財務局にも十分に理解されるよう、周知徹底していただきたい。</p>	<p>ヒアリングや検査を行うに当たっては、金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p> <p>業務改善命令については、業務運営やガバナンスの発揮状況等について、深度ある検証を行った上で、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合に発出することとしております。</p> <p>また、こうした運用について、財務局とも十分に認識を共有し、同様の対応がとられるよう適切に対処してまいります。</p>
22.	<p>信用金庫をはじめとする協同組織金融機関は、事業地区等が限定されており、立脚している地域経済や社会の影響を大きく受けるとともに、地域と共に歩み、地域に所在する中小企業・小規模事業者への金融仲介機能の最後の砦としての機能を果たしている。</p> <p>モニタリングや対話を行うにあたっては、そうした制度や地域の特性などを十分かつ慎重に勘案して、協同組織金融機関の役割も踏まえたうえで、機械的・画一的な取扱いがなされることがないよう運用されるべきである。また、そうした運用のあり方について、財務局にも十分に理解されるよう、周知徹底していただきたい。</p>	<p>ヒアリングや検査を行うに当たっては、ご指摘のような制度や地域の特性などを十分かつ慎重に勘案した上で、機械的・画一的な取扱いがなされることがないよう、金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p> <p>また、こうした運用について、財務局とも十分に認識を共有し、同様の対応がとられるよう適切に対処してまいります。</p>
23.	<p>Ⅱ－２－３－３(2)及び(4)では、分析対象等とする収益性に関する指標として、「コア業務純益(除く投資信託解約損益)」が例示されている。</p> <p>金融機関は、それぞれの経営環境に応じて収益基盤を適切に確保しつつ、地域へ</p>	<p>本制度の運営に当たっては、金融機関との対話を通じて、地域の状況や経営の実態を十分に把握していくこととしており、当然のことながら、一定の指標のみをもって単一的・</p>

	<p>の金融仲介機能の発揮につながるよう努めている。こうした中、収益性等の分析は、その金融機関の置かれた環境、ビジネスモデル、運用管理を含む経営方針等を含め、金融機関の状況を総合的に勘案して判断されるべきものである。</p> <p>本制度の運営にあたっては、単一的な指標をもって画一的な判断が行われるものではなく、金融機関を巡る状況を総合的に分析し、金融機関と当局が十分に認識の共有をしながら運営されていくものと理解しているが、そうした制度運用のあり方が財務局にも十分に理解され、例えば「コア業務純益(除く投資信託解約損益)」という指標のみが独り歩きして画一的・機械的な制度運用がなされることのないよう、周知徹底していただきたい。</p>	<p>画一的な対応を行うものではありません。</p> <p>また、こうした運用について、財務局とも十分に認識を共有し、同様の対応がとられるよう適切に対処してまいります。</p>
24.	<p>今般の改正案は、従来と比べて、収益性に関する現状や将来見通し、ストレス事象の想定を含め、具体的な確認項目等が増えているが、できる限り既存のモニタリングの資料の活用で対応するなど、金融機関の負担が増加しないよう配慮していただきたい。</p> <p>また、新たな提出資料を求めることがあるとしても、事前に予見しやすいよう予め広くどのような資料が必要となるか周知するとともに、その作成に十分な時間が取れるよう運用に留意していただきたい。</p>	<p>資料徴求等に当たっては、できる限り既存のモニタリング資料の活用で対応するなど、金融機関の対応負担に配慮してまいります。</p>
25.	<p>Ⅱ－２－３－３(注３)②の「中長期のテールリスク等」の「等」は、具体的にはどのような事象を想定しているのか、具体例等があればご教示いただきたい。</p>	<p>例えば、目先の期間収益を確保するため、当初の計画にはなかったにもかかわらず、貸出債権を売却する一方、売却により失われる将来の利息収入を補完する具体的な施策がない事例など、将来の経営を圧迫する様々な要因が考えられます。</p>

26.	<p>持続可能な収益性と将来にわたる健全性に関する主な着眼点の1つとして示されている「収益性や健全性等に係る定量的指標、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。」に関して、ここでの「管理会計」とは、一般的に言われる銀行管理会計上の「地域別・顧客別の収益性管理」を求めているのか。その場合、信用組合においては、経営基盤・営業地区が狭域であり、顧客も小規模・零細企業や個人が大半を占めるため、これらセグメントでの区分管理を行うことは難しいものとする。(但し、法人・個人・個人事業主向け区分会計等は必要と思われる。)</p> <p>このため、信用組合に求められる管理会計について、例えば、地域信用組合の場合には、営業店舗別の独立採算の状況について管理されているか、また、その結果について検証や経営戦略・計画の見直しに活用されているかといった観点から検証いただきたい。</p>	<p>「管理会計」について、「地域別・顧客別の収益性管理」を一律に求めているものではありません。管理会計を含め、経営戦略・計画の妥当性の検証方法等については、各金融機関の創意工夫に委ねられるべきものと考えており、金融機関の規模・特性を踏まえて検証してまいります。</p>
27.	<p>より実効的な検証を行う観点から、「(経営戦略・計画を)経営陣が組織内に周知・徹底を図っているか」、「役職員あるいは本支店間において円滑なコミュニケーションが図られているか」等、組織内のコミュニケーションや意思疎通、情報共有に関する事項についても検証いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
28.	<p>取締役会でのガバナンス発揮について、執行役員制度の形骸化防止の観点から、「執行役員制度を設けている場合、意思決定と執行機能の分離・(執行役員会への)委任等、ガバナンスの効果的・効率化な発揮に向けた対応が図られているか」等についても検証いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

29.	<p>継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢が整備されているかを判断するうえで、いくつかの事例が示されている。また、持続可能な収益性と将来にわたる健全性に改善が認められた場合の検証項目が例示され、経営計画等において想定する将来の見通しの妥当性について検証するとされている。</p> <p>こうした妥当性などを検証する際には、特定の数値基準等に依存することなく、地域特性やビジネスモデルに配慮していただくとともに検証する際の具体的な基準を示していただきたい。</p>	<p>ヒアリングや検査を行うに当たっては、特定の数値基準等に依存することなく、地域特性やビジネスモデルに配慮した上で、金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p> <p>なお、Ⅱ－２－３－３（３）の段階で金融機関にヒアリングする際には、金融機関の納得感を得ながら進めていくことが重要であるため、Ⅱ－２－３－３（２）の段階での当局の分析結果を示しながら行ってまいります。</p>
30.	<p>持続可能な収益性と将来にわたる健全性について確認するうえで、本項にある「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」に着眼することは有効と考える。また、各金融機関が自ら当該指標について把握・認識することが望ましいと考えるため、これを促進する観点から、オフサイト・モニタリングデータまたは決算状況表等の項目に「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」や「投資信託解約損益（または「投資信託解約益」および「投資信託解約損」）」を追加することを検討いただきたい。</p>	<p>近日中に決算状況表等についてもコア業務純益（除く投資信託解約損益）を追加する予定です。</p>
31.	<p>例えば、主要な計数が「足下の傾向が継続すると仮定し、将来の一定の期間のコア業務純益や、将来の自己資本の状況について確認する。」とあるが、各金融機関は、常に足下の状況を改善させる施策に取り組んでいるため、これを前提とした将来シミュレーションに基づき確認・検証されるものと理解している。この場合、将来シミュレーションの前提が保守的（悲観的）なものにならないよう留意し確認・検証する必要があると思料する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>Ⅱ－２－３－３（２）は、あくまでもⅡ－２－３－３（３）以降の対応先を選定するためのスクリーニングの過程であり、Ⅱ－２－３－３（２）の結果、Ⅱ－２－３－３（３）以降においてヒアリングや検査を行うに当たっては、金融機関と十分な対話を行うことにより、理解を得ながら行ってまいります。</p>

32.	<p>「持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、必要に応じ、法第 24 条に基づく報告徴求、または法 25 条に基づく検査を実施する」とあるが、法 25 条に基づく検査は、法 24 条に基づく報告徴求では事足りない場合に実施されるものとの理解でよいか。また、検査実施にあたっては、早期警戒制度に基づく検査であることが公表されることのないよう慎重な対応に配慮いただきたい。</p>	<p>銀行法第 24 条に基づく報告徴求の有無に関わらず、必要な場合には、銀行法第 25 条に基づく検査を実施することも考えられます。なお、検査の実施については非公表となります。</p>
33.	<p>法 24 条報告または法 25 条検査実施後に発出される場合がある法 26 条に基づく業務改善命令は、発出までの期間について、改善計画の実行とその効果検証には一定期間（3 年程度）は要するものと思料されるため、その結果をもって判断いただけるよう配慮いただきたい。</p>	<p>業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行った結果、業務改善を確実に実行させる必要がある場合には、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発出することになります。</p>
34.	<p>「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」に向けたビジネスモデルの再構築にあたっては、究極的な改善措置の選択肢の一つとして、合併・再編も考えられるが、当局においては改善計画の妥当性の検証等に基づく対話にて、安易に合併・再編を促すようなことがないよう配慮いただきたい。</p>	<p>経営統合については、金融機関にとって持続可能性を確保しつつ地域における金融仲介機能を維持していくに当たっての一つの選択肢であり、そうした判断は金融機関自身の経営判断であると考えております。</p>
35.	<p>Ⅱ－２－３ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性 Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、リスクアペタイト・フレームワーク「等」には、監督指針で求められている「統合リスク管理」、「統合的なリスク管理」が含まれるのか、両者の位置づけを明確にされたい。 	<p>リスクアペタイト・フレームワーク等には、統合的なリスク管理等も含まれます。</p> <p>リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組みは各行によって様々であるため、具体的な内容はお示しておりません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合リスク管理または統合的なリスク管理においても、1. リスクの総合的把握による健全性の確保、と2. リスクを勘案した収益管理、が行われている。R A Fの態様は各銀行でそれぞれあるが、求められるものは、監督指針で記載の統合リスク管理とほぼ同様と思料する。R A Fに言及、求めるのであれば、現行監督指針の統合リスク管理と同様に具体的に内容を示されたい。また、違いも明示されたい。 	
36.	<p>II-2-3-3 監督手法・対応</p> <p>(2) 例えば、～将来の一定期間（概ね5年以内）のコア業務純益（除く投資信託解約損益）や、～について決算期毎に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、コア業務純益から投資信託解約損益を除く理由を明示されたい。 ・ もし、キャピタル損益である債券売買損益を除外するのと同様の主旨であるとするならば、投資信託解約損益には、債券でいうところの（経過）利息収入も含まれるが、その点についてどう考えるか示されたい。 	<p>今般の改正で着目する「持続可能な収益性」に関しては、金融機関として持続可能であり、総合的な収益力がどのくらいなのかを確認することが適当であると考えているため、そうした観点から、投資信託解約損益を除いたコア業務純益を指標としております。</p> <p>ご指摘の（経過）利息収入については、そういった影響が大きい場合は対話の中で確認してまいります。</p>
37.	<p>II-2-3-3 監督手法・対応（注3）</p> <p>上記項においては、有価証券の含み損益について、ことさら言及しているが、貸出金を時価評価した場合の含み損益についてどう考えるか、示されたい。日本国債等ソブリンものの含み損益と、日本政府に対する貸出金（財務省貸出金）で実質的には変わらない、高格付け企業に対する社債と貸出金でも同様、有価証券の含み損益にことさら言及する合理的理由を明示されたい。</p>	<p>「II-2-3-3 監督手法・対応（注3）」の記載はあくまでも例示であり、金融機関との対話においては、ご指摘のような貸出金についても問題があれば議論していくこととなります。</p>
38.	<p>5頁（4）で、社外取締役を含む取締役会が、ガバナンスを発揮して、経営陣に対して、実効的な規律付けを行う必要性が記載されていますが、「実効的な規律付</p>	<p>実効的な規律付けには、ご質問でご指摘いただいたような具体的なアクションやルール整備の双方が含まれます。</p>

	<p>け」として考えられる具体例等をご教示ください（社外取締役を含む取締役会による経営陣に対するアクションを指しているのか、それとも役員報酬制度の整備などルールを指しているのか）。</p>	
39.	<p>今回の一部改正（案）では、監督手法・対応の中で「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」等をモニタリングするとされている。</p> <p>コア業務純益悪化防止のための投資信託解約益計上だけが問題視されており、早期警戒制度への抵触回避のためには、投資信託の解約益計上以外のコア業務純益悪化防止策については柔軟に対応するといった見解に基づくものなのかを明確にお示しいただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」を表面上良く見せるために、リスクの高い市場運用等を行うことも考えられます。「Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応（注3）」にも記載しているとおり、金融庁においては、そうしたことについても適切にモニタリングを行ってまいります。</p>
40.	<p>銀行とは、地方銀行および第二地方銀行を指すのですか。信用金庫や信用組合などの協同組織金融機関のなかには、地銀クラスの資産規模を有する信用金庫や営業区域が全県に及ぶ信用金庫もありますが、仮に信用金庫も指すのであれば銀行や信用金庫などの地域金融機関とするなど定義を明確にしていきたい。</p>	<p>今般パブリックコメントに付した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」は、その対象を地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫としております。</p>
41.	<p>主な着眼点において、経営陣とは具体的に誰を指すのですか。なかには、相談役や会長に退いてからも経営に隠然と影響を与える人物もいます。また、経営戦略・計画・実行に当たっては、利害関係者への説明責任の役割を果たすことも重要であると考えますが、この場合の経営陣とは誰を指すのですか。</p>	<p>経営陣の対象については、個社のおかれた事情によって異なり、コーポレートガバナンス・コードと同様、画一的な定義を定めることは不適切と考えられますが、一般的に業務執行を行う経営トップなどが含まれます。</p>
42.	<p>監督・手法については、当該金融機関と当局は従前よりその都度機会を捉えてモニタリングを行っている認識しています。改善を必要と認められる金融機関に対して、3つのステップを段階的に実施し、最終的な対応を検討・実施するに</p>	<p>当局の限られたリソースを踏まえ、金融機関に対して早め早めの対応ができるよう、適切に運用してまいります。</p>

	<p>については、当局が改善を必要と認められた段階では既にタイミングを逸しているのではないのでしょうか。それよりも、金融庁や財務局からできるだけ多くの金融証券査官を動員して立入検査を行い、3つのステップの実態を検証したほうが、風評リスクが生じないのではないのでしょうか。当該金融機関の自主性に任せると弥縫策にならないか懸念されます。</p>	
43.	<p>ガバナンスについては、協同組織金融機関は理事会のみでなく、総代、監事、員外監事、非常勤理事など、さらに広い範囲を対象とし、本質的な議論ができるよう努めていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 協同組織金融機関のガバナンスは、理事会のみの問題であるとは考えておりません。</p>

以 上